

東電柏崎刈羽原発における核防護事案に関する質問事項（東京電力あて）
（2026 年 9 月 28 日会合用）

2026 年 2 月 18 日に柏崎刈羽原発において発生した「ID カード不正使用による 6・7 号機中央制御室不正退域と出入り管理システムの一部機能喪失」について、原子力規制委員会は、2026 年 8 月 20 日に開催して臨時会合において、重要度の評価を「緑」、深刻度の評価を SL IVとした。この件につき質問する。

1. 公表資料の＜案件概要＞には、貴社は事案を受けて「①運転員 A、B の ID カードを失効させ ②運転員 A、B を運転員の勤務から外した」とある。8 月 20 日の規制委員会臨時会合の公開資料には、規制事務所の検査官が 3 月 4 日に実施した詳細な調査で、退域に係る違反の原因は「出入り管理装置に係る不具合が是正されなかった等が原因であったことを確認した」とある。

（質問 1）貴社は 2 月 18 日の事案確認時に出入り管理システムの不具合を把握したはずだが、不具合について規制事務所に報告したか。

（質問 2）貴社は出入り管理システムの「不具合」の経過を、3 月 4 日以前に規制事務所に報告したか。

2. 公表資料の＜原因・背景＞には、運転員側には「ID カードは本人のためにしか使用できないものであるという認識が不足していた」とある。

（質問 3）ID カードに関する運転員の認識からすると、2 月 18 日の不正な退域は他の運転員も含めて繰り返されていたことが推察される。一方、8 月 27 日の定例記者会見で稲垣所長は「不適切な退出は他に確認されていない」と述べている。この発言の根拠となる社内調査について、①調査期間、②調査範囲、③調査方法を明示されたい。

3. システム側の＜原因・背景＞には、「システムは 2016 年ころから経年劣化による不具合をたびたび確認しており、不具合にはゲートの使用を中止する手順を定めるなどの対応をしていた」とある。

（質問 4）「不具合をたびたび確認しており」について、構内のどこに設置された出入り管理システムに不具合が何回発生したのか。

（質問 5）2 月 18 日まで稲垣所長は不具合について報告を受けていなかったとのことだが、報告しなかった理由は何か。

（質問 6）出入り管理システムの一部機能喪失は 2016 年頃から多発し、2020 年にメーカーのメンテナンス期間終了後も更新計画は作成されず、繰り返し発生する故障に場当たり的な対応が続いたが、この原因は何か。

（質問 7）2021～2023 年に実施された追加検査では、侵入検知設備の一部機能喪失は当時御社で実施していた「カイゼン活動」と関係があったことが明らかになっている。出入り管理システムの更新等の適切な対応が実施されなかったことも「カイゼン活動」と関係があるか。

(質問 8) 2021～2023 年の追加検査において、根本原因として、①リスク認識の弱さ、②現場実態の把握の弱さ、③組織として是正する力の弱さ、④現地現物の情報をトップにあげて自律的に改善することができなかった、といったものがあげられている。改善策とされた CAP や CR、起票、核物質防護モニタリング室はどのように機能したのか。

(質問 9) 御社は、2021～23 年に実施された追加検査を経て、核物質防護規定に「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」5 項目（①トップとしての責任、②必要な経営資源の投入、③リスクの低減、④現地現物による情報共有、⑤自主的な改善）を追記した。今回の違反について、御社はこの 5 項目を遵守したと言えるか。

4. システム側の「再発防止策」には、出入り管理システム全体の更新が完了する（2028 年度上期完了予定）まで「常時監視する措置を実施中」とある。

(質問 10) 「常時監視する措置」とはどのようなものか。

5. 規制委の判定は「緑」となり、貴社は自律的に改善できると評価されているが、2021～23 年の追加検査で確認した改善が図られているとはいいがたく、自らの核物質防護規定に追記した「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」の遵守への取り組みは確認できない。貴社は、改善の機会を活かすことができず、「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」に背く行為を続けた。外部からのテロ行為への対応策である特重施設の設置期限がさらに延長され、内部の核物質防護体制の劣化を抱え、柏崎刈羽原発はきわめて脆弱な状況にある。貴社が自律的に改善するためには、相応の取り組みと時間が必要であると思われる。

(質問 11) テロへのリスクが高い状況での 6 号機の運転を即刻停止して、核物質防護体制の劣化状況の改善に全社で取り組むと同時に特重施設の速やかな設置完了を目指すべきではないか。貴社の見解を求める。

東電柏崎刈羽原発における核防護事案に関する質問事項（原子力規制庁あて）
(2026 年 9 月 28 日会合用)

2026 年 2 月 18 日に柏崎刈羽原発において発生した「ID カード不正使用による 6・7 号機中央制御室不正退域と出入り管理システムの一部機能喪失」について、原子力規制委員会は、2026 年 8 月 20 日に開催して臨時会合において、重要度の評価を「緑」、深刻度の評価を SL IV とした。この件につき質問する。

1. 東京電力の対応について

- (1) 東京電力が 2 月 18 日に発生した「不適切な退域」を規制庁に報告した日時はいつか。
- (2) 報告には当該出入り管理システムに不具合があったことは含まれていたか。
- (3) 報告を受けた際、規制庁は東京電力に何を指示したか。
- (4) 規制事務所検査官は 3 月 4 日に、出入り管理システムの「不具合」が是正されていなかった等が原因であることを確認したとのことだが、3 月 4 日以前に、出入り管理システムの「不具合」の経過について報告を受けていたか。

2. 規制検査等について

- (1) フリーアクセスの規制検査により、出入り管理システムの「不具合」や是正状況について把握することができたのではないか。把握できなかったのはなぜか。
- (2) 運転員 A と B の行為は、堅固な核物質防護において、あまりに軽率で無分別なものだが、同種の行為が繰り返されていた可能性はないのか。こうした観点での検査をしたのか。
- (3) 出入り管理システムの「不具合」が 2016 年頃から各所で多発していたとのことだが、対応も含めた「不具合」の全容について記録の提示を東京電力に求めたのか。
- (4) 柏崎刈羽原発所長は 8 月 27 日の記者会見において、出入り管理システムの「不具合」について、2 月 18 日の違反発生まで自身に報告がなかったと述べた。この点について検査において確認したのか。柏崎刈羽原発の核物質防護のマネジメントに問題があるのではないか。
- (5) 出入り管理システムの「不具合」への適切な対応がなされなかった 10 年間は、短時間で復旧するものには処置をせず、「不具合」発生時にも使用禁止とする手順が実施されなかった。故障が日常となり、現場はなんの違和感もない状況が 10 年間も続いたことについて、核防護上の劣化が生じたとの評価をすべきと考えるがいかがか。
- (6) 今回の違反は、「不具合」に適切な対応をしなかった点では、2001 年に発覚した「侵入探知システム一部機能喪失」と類似している。この件は追加調査で当時東京電力が全社で取り組んでいた「カイゼン活動」と関係があることが明らかになっている。今回の違反と「カイゼン活動」との関係について東京電力に確認したか。
- (7) 2021～23 年の追加検査で改善策とされた CAP や CR、起票、核物質モニタリング室はどのように機能しているか検査を行ったのか。
- (8) 今回の違反は、経年劣化した設備への対応が適切に行われなかったことが原因となっているが、その点についてどのように評価しているのか。
- (9) 再発防止策が 2 点講じられたとしているが、この 2 点で十分だとする根拠はなにか。
3. 山中委員長は 8 月 26 日の記者会見において「前回の ID 不正と今回の ID 不正のセキュリティ上の次元がかなり違う」と述べている。「2020 年の ID カードの不正とは違う」という説明を繰り返す東京電力は「悪質性に違いがある」とも述べている。規制委の「緑」判定は東京電力の核物質防護への責任を問わない点で東京電力の意向に沿った評価と言えるが、再発防止策や追加検査を実施しても ID カードの不正使用など違反が繰り返される状況からみても、今回の違反を前回と切り分け、今回だけのものとして表面的に捉えて判定すべきではない。違反の根幹にある問題を掘下げて明らかにし、対策が取りうるのか検討するためにも、「緑」判定を撤回し、追加検査が行える「白」以上の判定とし、検査を継続すべきではないか。